

個人情報

2024年7月8日

総務 金村

「個人情報」

発表者 総務 金村です。 よろしくお願いたします。

医療機関における 個人情報

個人情報の**安全管理**
⇒患者様に**信頼**される**医療機関**

医療機関における個人情報の目的は

個人情報を安全に管理することで 患者様に信頼される医療機関となる事です。

個人情報保護法 改正のポイント

医療機関に勤める スタッフとして気をつける事

今回は、個人情報保護法の医療現場に影響が大きい改正のポイントと
医療機関に勤めるスタッフとして日頃、気を付ける事 についてお話をさせていただきます。

個人情報保護法

2005年4月1日施行



2017年5月全面改訂

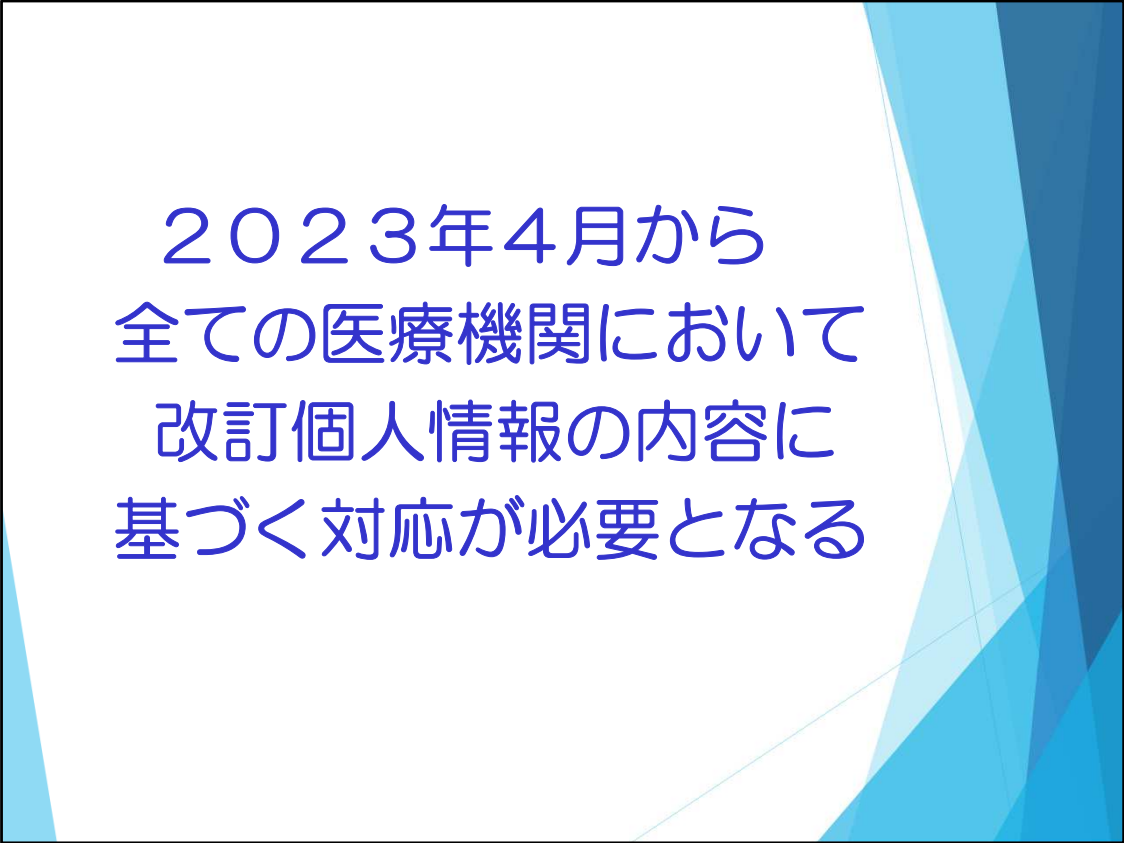


2020年6月一部改訂



2022年4月施行

まず 個人情報保護法のなりたちですが、
2005年に施行され、2017年に全面改訂
2020年に一部改訂、2022年4月に施行(しこう)されました



2023年4月から
全ての医療機関において
改訂個人情報内容に
基づく対応が必要となる

そして昨年4月からは全ての医療機関において、改訂個人情報内容に基づく対応が努力義務から義務化されました。
その改訂のポイントをお伝えさせていただきます。

1. 個人情報保護法改正



個人データの漏えい発生時



①個人情報保護委員会への報告

※3日～5日以内に速報、30日以内に確報

②本人への通知

※文書またはメールが基本

情報の漏えい等が発生した場合、「速報」と「確報」の二段階で個人情報保護委員会に報告することが義務化されました

もし、患者さまの医療情報が入ったUSBメモリーをどこかに落としてしまったら
医療機関から3～5日以内に政府の個人情報保護委員会に報告する
データに含まれている患者様全員に対して速やかに通知することが義務付けられました。

その後、調査を行ったうえで、発覚日から30日以内に「確報」として詳細な報告を行う

その事で 個人情報保護委員会は、漏えい等の原因や再発防止策の内容を把握し、適切な指導・監督が行なわれる事となります。

2. カルテ開示の方法



患者さま本人が開示方法を
指定可能



CD-R郵送・電子メール
Webサイトでのダウンロード

カルテ開示の方法

患者様本人が開示方法を指定することができるようになりました

電磁的記録(CD-Rの郵送、電子メール、ウェブサイトでのダウンロード)の希望者にも対応していく事となります

3. 安全管理のため 講じた措置の公表



● 医療機関のホームページに掲載
情報管理規定

● 就業規則に記載

サービス規律 第20条の2

患者、職員、その他法人関係者の
個人情報 を他に漏らさないこと

個人情報の「安全管理のために講じた措置」の公表も義務化されました
ホームページなどに掲載し、患者さまが知りえる状態に置くこと
(患者様の求めに応じて遅滞(ちたい)なく回答する)
就業規則に「秘密保持に関する事項を記載」
※サービス規律

医療機器の問題点 (ランサムウェアなどの対策)



続いて「医療機器の問題点」ですが、

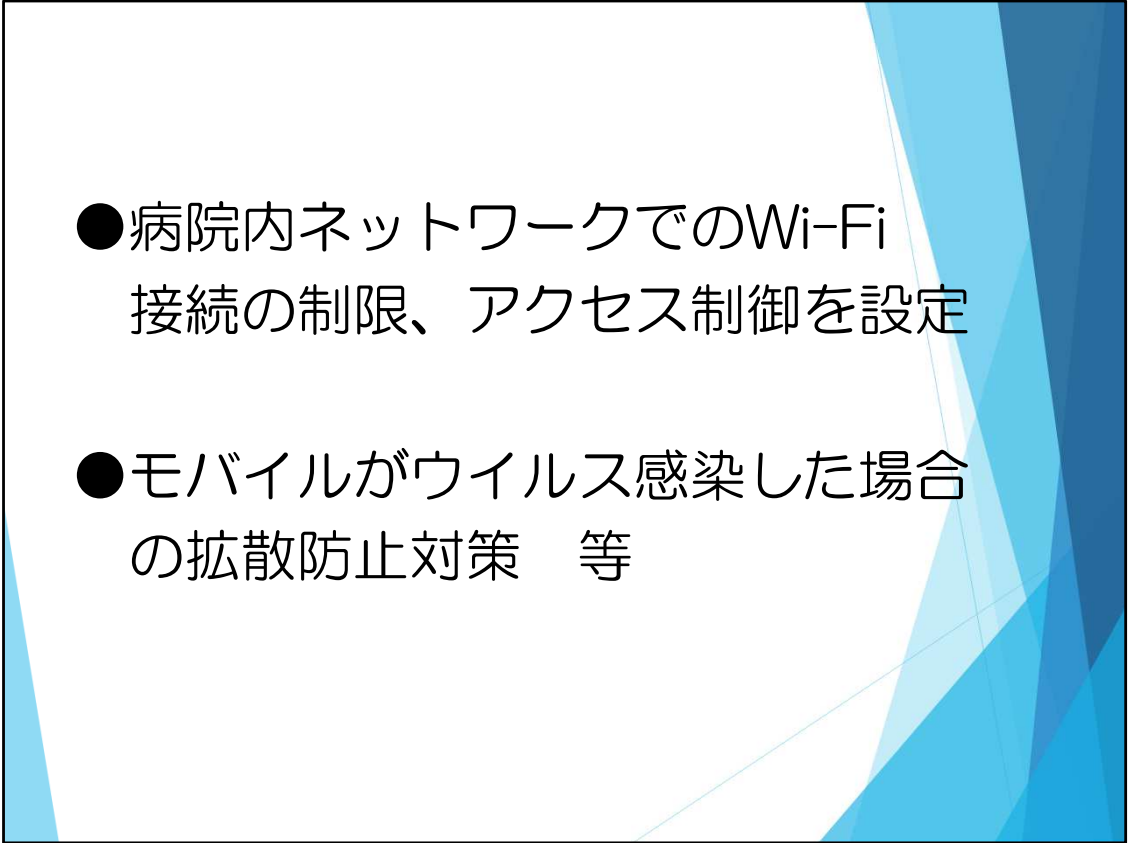
2022年10月に大阪急性期総合医療センターが被害にあわれました。
ランサムウェアは感染した端末やそこに保存されているファイルを使用不能にし、その解除と引き換えに身代金を要求する不正プログラムです。

つい先週も「KADOKAWA」そして「和歌山市」もサイバー攻撃でこの被害にあわれていました。

病院・施設内での対策

- パソコンのパスワードは定期的に更新
- パソコンにはセキュリティー対策ソフトを導入
- 個人情報の委託先にも適切な監督を行う

対策として、インターネットに繋がっているパソコンのセキュリティー対策はもちろん、情報を管理してもらっている委託先の管理も行う事が挙げられています。

- 
- 病院内ネットワークでのWi-Fi接続の制限、アクセス制御を設定
 - モバイルがウイルス感染した場合の拡散防止対策 等

また、ウイルスに感染した場合の拡散防止の対策も課題となっています。

職員が気をつけるポイント

- OSやアプリは随時アップデートする
- 怪しいメールや添付ファイルは絶対開かない

【保管・安全管理の対策】

- 関係者以外が個人情報を見れない様にする
- 紙媒体はカギのかかる引き出しで保管

そして、私達スタッフが気をつけるポイントとして、

OSやアプリは随時、アップデートして最新の状態にすること、

また受信したメールで、少しでも怪しいと思ったら その添付ファイルがウィルスに感染している可能性があるので絶対に開かない様にしてください。

保管に関しても 普段からルールを決めておく事が大切となります

個人データの扱い

個人関連情報を第三者に提供する場合、
本人の同意を得ていることを確認する義務化



- 例1 口頭による意思表示
- 例2 書面(電磁記録を含む)の受領
- 例3 メール受信
- 例4 ホームページ上の確認ボタンのクリック

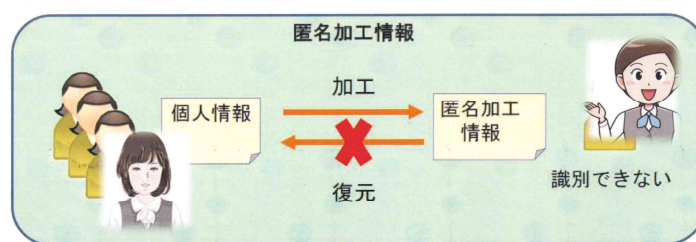
個人データの取り扱いに関して

新たに「本人の同意」が得られている事の確認が義務付けられました

未成年など判断できる能力を有していない場合は、親権者や法定代理人からの同意が必要となります。

匿名加工情報の規定

特定の個人を識別することができないように
個人情報を加工する
特定できない様に加工する(復元できない)



※ 委員会規則において、匿名加工基準等を規定。

また個人データの取り扱いに関して

「本人の同意」が得られている事の確認が義務付けられました
匿名加工情報の規定では、個人を特定できない様に加工しなければなりません

SNSなどへの写真や動画のアップ

他人の写真をアップするならひと声かける
中傷などは注意！



肖像権の侵害・名誉棄損・侮辱罪
(慰謝料などが発生する可能性がある)



そして、特に気を付けなくてはいけないのは、SNSなどの媒体です。
ご本人には必ず 予め同意を得る事は勿論、発信する前に、周りの他の方も写っていないかのチェックも行い、映っている場合は削除または加工が必要となります。
文章もこちらが意図していなくても「中傷」と誤解されない様に注意する事が必要となります

外部からの患者さまの 問い合わせ

警察
弁護士
保険会社(照会)
検察庁 など

また、電話対応の際も注意が必要となります。
なりすましの電話です。

特に警察や弁護士などの職種を名乗り、緊急を装って 個人情報聞き出そうとする
事があります。

ですが、必ず、一旦「確認してからかけ直す」と言って、相手の連絡先を聞いてからにし
て下さい。

注意

誤操作
メールの誤送信
FAXの誤送信
郵便物の中身の入れ間違い

紛失・置忘れ
USBメモリ
紙媒体
パソコン

また、「誤操作」「紛失・置き忘れ」にも注意が必要です。
その中でも FAXでは相手先の番号間違い送信、USBメモリの紛失は、特に医療機関で発生件数が多いそうです。



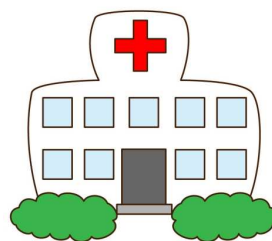
医療従事者が、
ついうっかり患者様の個人情報を
飲み会の席や家族に話したことで
情報漏洩として訴えられた



また、私達は職場を離れた所(自宅・飲食店)でも気を付けなくてはなりません
患者様の話は誰かに聞かれているかも?という意識を持つ事が必要となります。

▪

日ごろからの意識 「私たちは、個人情報が増えている 特別な場所で働いている」



私たちは秘守(しゅひ)義務を守る事も仕事である、と日ごろから意識を持つことが重要となります。

また、マイナンバーや医療IDを使ったシステムの導入され、個人情報を守る時代から活用する時代へ変化しました。

患者様に安心して受診していただくために、私たちは、個人情報に関して更に意識も高めていく事が重要となりますので、改めて意識していただければと思います。

ご清聴、ありがとうございました。